

保育所等におけるスクールソーシャルワーカーの配置に関する課題と展望

津久井 康明

I はじめに

2008（平成20）年より文部科学省によって「スクールソーシャルワーカー活用事業」が導入され、小学校・中学校を中心に学校等におけるスクールソーシャルワーカー（以下、SSWer）の配置が進んできた。SSWerは主に教育委員会や学校に配置され、「問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け、関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整、学校内におけるチーム体制の構築、支援、保護者・教職員等に対する支援・相談・情報提供、教職員等への研修活動を実施」（文部科学省2022）している。

2015（平成27）年に中央教育審議会が答申した「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」においては、「心理や福祉に関する専門スタッフ」として、スクールカウンセラーとともに、SSWerが「チーム学校」のメンバーとして参画することを求めた。そして、2017（平成29）年3月31日に通知された「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」によって、SSWerは「児童の福祉に関する支援に従事する」職員として規定されることになった。2020（令和2）年度の「スクールソーシャルワーカー活用事業」によるSSWerの実人数は2,859人、対応学校数は18,286校となっている（図1）。

年度区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
SSW 実人数	784人	1,008人	1,186人	1,399人	1,780人	2,041人	2,977人	2,659人	2,859人
対応学校数合計	6,507	7,815	8,805	11,392	13,573	15,485	17,050	17,763	18,286

○平成21年度～平成24年度は、学校・家庭・地域の連携協力推進事業の一部として実施。

○平成25年度から、いじめ対策等総合推進事業の1メニューとして実施。

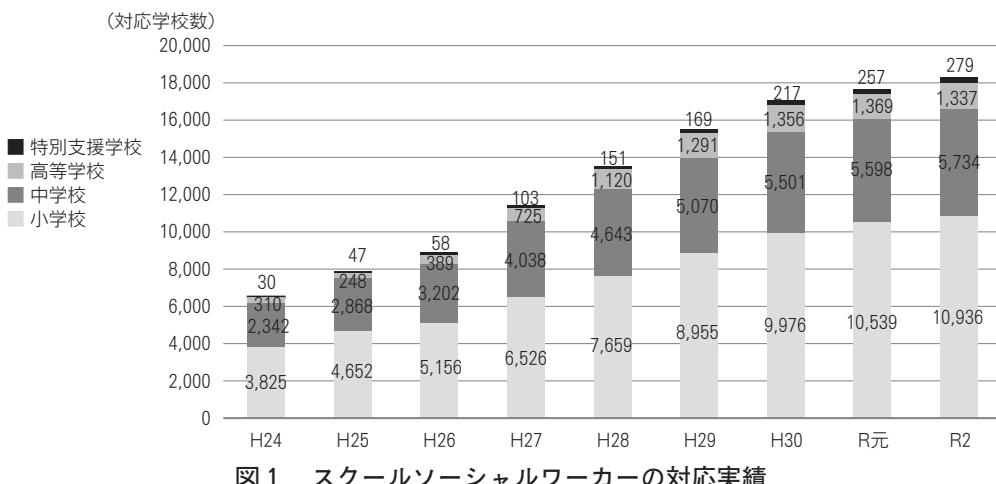


図1 スクールソーシャルワーカーの対応実績

出典：文部科学省（2022）「スクールソーシャルワーカー活用事業に関するQ&A」

これまで、SSWer の配置は小学校と中学校が中心であった。また、高等学校、特別支援学校、大学等でも導入が進んできている⁽¹⁾。一方で、宮地さつきによれば、「子ども前期（0～7歳ころ）である年少児童に学校福祉の対象が拡がっているという事例や研究はほとんど報告がなされていない」（宮地2018）とされ、幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園等（以下、保育所等⁽²⁾）での実践はまだ本格的には始まっていない。

しかし、小学校以降の学校等において SSWer による福祉的な支援が有効であるならば、保育所等にも SSWer の配置が検討されて然るべきであろう。実際に、文部科学省は2021（令和3）年8月23日の「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について」によって、「スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーに関する規定を幼稚園に準用させること」を通知している。

本研究では、SSWer を配置する際に課題となる保育所等の制度的な構造についての論点整理を行い、今後の保育所等における SSWer の配置について展望していく。

II 方 法

本研究は文献研究である。公刊された資料に基づき、保育所等の位置づけ、運営主体、人員配置等を整理する。さらに、それを小学校以降の学校等と比較することにより、SSWer の配置に向けた課題を明らかにする。そして、その結果から保育所等における SSWer の配置の可能性を考察していく。

III 結 果

1. 幼稚園

幼稚園は学校教育法に基づく文部科学省が管轄する「学校」である。学校教育法第22条で「義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする」とされている。対象年齢は「満三歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児」（第26条）と定められている。「園長、教頭及び教諭を置かなければならない」（第27条第1項）ことに加えて、「副園長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、養護助教諭その他必要な職員を置くことができる」（第27条第2項）と規定されている。そして、先述の通り、学校教育法施行規則によって、「児童の福祉に関する支援に従事する」（学校教育法施行規則第65条の3）職員として SSWer が位置づけられている。

このように見えてくると、既に小学校以降の学校等で導入実績のある SSWer は、同じ「学校」である幼稚園であれば配置は容易であるように考えられるかもしれない。しかし、文部科学省による「令和3年度学校基本調査」からは、次のような構造的な課題を読み取ることができる。

2021（令和3）年5月1日現在で、幼稚園は9,420校のうち、国立49校、公立3,103校、私立6,268校であり、全体に占める公立の割合は32.9%となっている。これに対して、小学校は19,336校のうち、国立67校、公立19,028校、私立241校であり、公立の割合は98.4%となる。同じように、中学校は10,076校のうち、国立68校、公立9,230校、私立778校であり、公立の

割合は91.6%である。つまり、小学校と中学校の9割以上が公立であるのに対して、公立の幼稚園は3分の1程度であり、全体の3分の2程度が私立であることがわかる（表1）。

「スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領」によれば、「本事業の実施主体は、都道府県・指定都市・中核市とする。また、間接補助事業として行う場合は、市区町村（市町村の組合及び広域連合等を含む。以下同じ。）」である。これにより、SSWerは都道府県・市区町村の教育委員会に所属をして、担当する学校に出向いて支援を行うという配置形態が基本となっている。小学校以降の学校等におけるSSWerの配置は公立の学校を前提とした制度設計となっており、教育委員会に所属するSSWerが私立の学校に派遣されるという体制が確立されているわけではない。もちろん、公立の幼稚園に関しては比較的配置が容易であることが予想されるが、全体の3分の2を占める私立の幼稚園にどのように対応するかは大きな課題となるであろう。

次に、学校数と在籍者数について検討する。幼稚園は、学校数9,420校で在学者数は1,009,008人であり、一園当たりの平均在学者数は107.1人である。これに対して、小学校は、学校数19,336校で在学者数6,223,394人であり、平均在学者数は321.9人となる。同じように、中学校は、学校数10,076校で在学者数3,229,698人であり、平均在学者数は320.5人となる。つまり、幼稚園は小学校と中学校と比べて小規模であることが多く、平均で3分の1程度の在学者数となっていることがわかる（表1）。

表1 初等中等教育機関、専修学校・各種学校の学校数、在学者数、教員数

区分	学校数(校)				在学者数(人)				教員数(本務者)(人)		
	計	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	計	うち女性	女性の比率(%)
幼稚園	(-278) 9,420	(-) 49	(-148) 3,103	(-130) 6,268	(-69,488) 1,009,008	(-212) 4,902	(-16,924) 128,562	(-52,352) 875,544	(-1,612) 90,173	(-1,524) 84,235	(-) 93.4
幼保連携型認定こども園	(421) 6,268	(-) -	(28) 862	(393) 5,406	(37,869) 796,882	(-) -	(1,730) 96,451	(36,189) 700,431	(8,315) 129,100	(7,765) 122,305	(-0.1) 94.7
小学校	(-189) 19,336	(-1) 67	(-189) 19,028	(1) 241	(-77,299) 36,171	(-451) 6,107,701	(-77,444) 79,522	(596) 422,864	(310) 263,796	(611) 62.4	(0.1) 62.4
中学校	(-66) 10,076	(-1) 68	(-61) 9,230	(-4) 778	(18,479) 3,229,698	(-434) 27,267	(15,763) 2,957,186	(3,150) 245,245	(1,439) 248,253	(1,341) 109,322	(0.3) 44.0
義務教育学校	(25) 151	(1) 5	(24) 145	(-) 1	(8,891) 58,568	(511) 3,894	(8,332) 54,480	(48) 194	(896) 5,382	(464) 2,866	(-0.2) 53.8
高等学校	(-18) 4,856	(-) 15	(-16) 3,521	(-2) 1,320	(-83,892) 3,008,172	(-198) 8,254	(-76,693) 1,989,287	(-7,001) 1,010,631	(-2,524) 226,721	(12) 74,589	(0.4) 32.9
中等教育学校	(-) 56	(-) 4	(1) 34	(-1) 18	(330) 32,756	(-28) 2,886	(257) 23,000	(101) 6,870	(38) 2,721	(-) 945	(-0.5) 34.7
特別支援学校	(11) 1,160	(-) 45	(10) 1,100	(1) 15	(1,462) 146,285	(-4) 2,905	(1,435) 142,525	(31) 855	(208) 86,141	(459) 53,646	(0.4) 62.3
専修学校	(-32) 3,083	(-1) 8	(-1) 186	(-30) 2,889	(961) 662,135	(-5) 300	(-781) 22,953	(1,747) 638,882	(-204) 40,620	(-160) 21,244	(-0.2) 52.5
うち、高等課程を除く学校	(-7) 397	(-) 1	(-) 6	(-7) 390	(2) 34,077	(-2) 4	(-31) 407	(35) 33,666	(-11) 2,501	(-37) 1,302	(-1.2) 52.1
各種学校	(-32) 1,070	(-) -	(-) 6	(-32) 1,064	(-2,734) 102,469	(-) -	(-120) 379	(-2,614) 102,090	(-198) 8,668	(-162) 3,785	(-0.8) 43.7

(注) ()は、前年度からの増減値である。

出典：文部科学省（2021）「令和3年度学校基本調査」

2. 保育所

保育所は児童福祉法に基づく厚生労働省が管轄する「児童福祉施設」である。児童福祉法第39条第1項で「保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする」とされている。対象年齢は乳児（満一歳に満たない者）・幼児（満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者）である。そして、職員として「保育士（中略）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる」と規定されている（「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第37条第1項）。保育所にはSSWerが職員として位置づけられているわけではない。

そして、管轄が厚生労働省であることから、市区町村においても保育所については子ども家庭福祉行政が担当している場合が多く、教育委員会が設置管理を行っているわけではない。前節で述べたように、現在活動しているSSWerの多くは教育委員会に所属している。組織の壁を越えてSSWerが保育所の支援を担う体制を構築することは、相当の困難を伴うことが予想される。

また、保育所保育指針には「保育所における保護者に対する子育て支援は、全ての子どもの健やかな育ちを実現することができるよう、第1章及び第2章等の関連する事項を踏まえ、子どもの育ちを家庭と連携して支援していくとともに、保護者及び地域が有する子育てを自ら実践する力の向上に資するよう、次の事項に留意するものとする」（保育所保育指針第4章）と示されており、保育士がソーシャルワークを活用して家庭を支援することが求められている。つまり、幼稚園や小学校等の教諭とは異なり、保育所の保育士は一定のソーシャルワーク機能を有していると理解することができる。もちろん、保育所においてもソーシャルワークの専門職であるSSWerを配置することの意義が大きいことは間違いない。しかし、保育士に加えてSSWerが必要であるという根拠を示すことが、保育所におけるSSWer配置を実現する上で不可欠となるのではないだろうか。

ここで「令和2年社会福祉施設等調査」により、保育所の総数、経営主体、利用児童数について確認を行う。2020（令和2）年10月1日現在で、保育所は22,704園のうち、公営6,949園⁽³⁾、私営15,755園⁽⁴⁾であり、全体に占める公営の割合は30.6%となっている。また、利用児童数は1,957,907人で、一園当たりの平均利用児童数は86.2人である。保育所は、幼稚園と同様に、私営施設の割合が多いことや小規模である等の課題もあることがわかる。

3. 幼保連携型認定こども園

幼保連携型認定こども園は「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（以下、「認定こども園法」）に基づく内閣府が管轄する「学校」と「児童福祉施設」の両方の機能を有する施設である。「認定こども園法」第2条第7項で「義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設置される施設」と定義されている。対象年齢は「満三歳以上の子ども及び満三歳未満の保育を必要とする子ども」（第11条）である⁽⁵⁾。「園長及び保育教諭を置かなければならない」（第14条第1項）ことに加えて、

「副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭、事務職員、養護助教諭その他必要な職員を置くことができる」（第14第2項）と規定されている。

保育教諭は、幼稚園教諭の免許と保育士資格の両方の資格を持つ者でなければならない⁽⁶⁾。そして、幼保連携型認定こども園教育・保育要領にも「幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、子どもの利益を最優先して行うものとし、第1章及び第2章等の関連する事項を踏まえ、子どもの育ちを家庭と連携して支援していくとともに、保護者及び地域が有する子育てを自ら実践する力の向上に資するよう、次の事項に留意するものとする」（幼保連携型認定こども園教育・保育要領第4章）と示されている。保育所の保育士と同様に、保育教諭は一定のソーシャルワーク機能を担うことが期待されている。

2021（令和3）年5月1日現在で、幼保連携型認定こども園は6,268園のうち、公立862園、私立5,406園であり、全体に占める公立の割合は13.8%となっている。つまり、幼稚園や保育所に比べて、公立の割合はさらに低いことがわかる。また、在園者は796,882人であり、一園当たりの平均在園者数は127.1人である。幼稚園や保育所よりも多少は平均在園者数が多いものの、小学校以降の学校等と比較すれば、やはり小規模であるとは間違いない（表1）。

IV 考 察

1. 保育所等における SSWer の配置に関する課題

前章の結果から、保育所等における SSWer の配置に関する課題について、次のように整理をすることができる。

まず、保育所等は小学校以降の学校等と比べて、公立（公営）よりも私立（私営）の割合が大きい。それゆえ、現行の教育委員会に所属する SSWer が私立の保育所等で活動を展開するためには、新たな体制を整備していく必要がある。もちろん、「スクールソーシャルワーカー活用事業」とは別の枠組みで保育所等に SSWer を配置する可能性も考えられるが、いずれにしても、行政において保育所等の管轄が分かれている現状に照らすと、保育所等を横断的に網羅するような枠組みを構築することは決して容易ではないだろう。

また、保育所等が小学校以降の学校等と比べて小規模であること、SSWer を配置する上では課題となってくることが予想される。現在、SSWer は配置型、派遣型、登録型等の形態で支援を行っている⁽⁷⁾。例えば、特定の学校に配置される配置型を選択する場合、保育所等が小規模であるということは、それだけ多くの SSWer を雇用する必要が生じてくる。もちろん、その体制が実現できるのであれば手厚い支援が可能となるが、財源等の問題も考慮すると実現は困難であろう。派遣型や登録型等が現実的な選択肢となるものと思われるが、その場合でも、SSWer 一人当たりの担当校数の増加が見込まれ、大きな負担が生じてしまうことが考えられる。

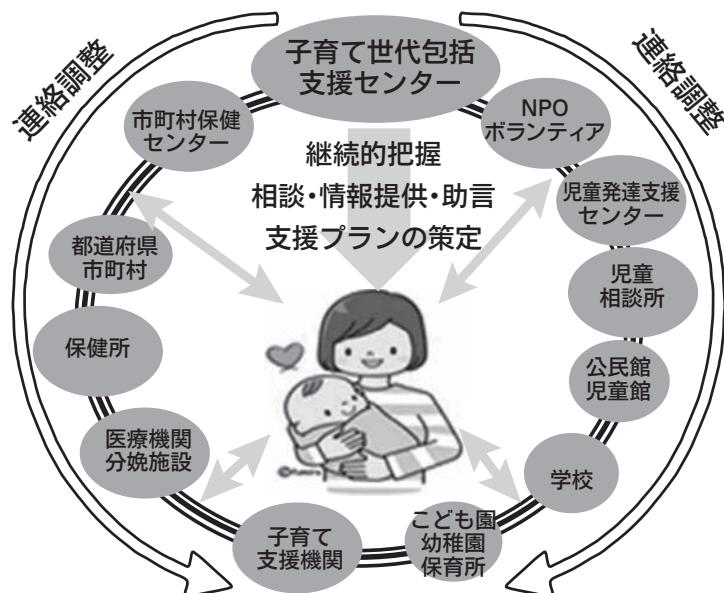
そして、幼稚園の教諭には小学校以降の学校等の教諭と同様にソーシャルワークの機能が規定されていないのに対して、保育所の保育士と幼保連携型認定こども園の保育教諭には「子育て支援」という形でソーシャルワークの機能が規定されていることにも留意が必要である。確かに、保育士や保育教諭はソーシャルワークに特化した専門職ではないため、SSWer の配置が有効である可能性は高い。しかし、保育士や保育教諭による「子育て支援」

と SSWer による専門的な支援との協働の方法については、理論的な整理が必要になってくるだろう。

2. 既存の社会資源の再資源化による SSWer の配置の可能性

前節において、現行の教育委員会に所属する SSWer の体制では、保育所等への SSWer の配置にはいくつかの課題が存在することが示された。それでは、どのような支援体制であれば、SSWer の配置を実現することができるのか。ここでは、既存の社会資源の再資源化⁽⁸⁾の観点から、子育て世代包括支援センターと地域子育て支援事業を例として、SSWer の配置の可能性を展望する。

子育て世代包括支援センター（法律上の名称は「母子健康包括支援センター」）は、母子保健法等の改正により、2017（平成29）年4月から市区町村に設置することが努力義務とされた。2017（平成29）年3月に厚生労働省より通知された「子育て世代包括支援センターの設置運営について」では、「主に妊娠婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊娠婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、もって地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的とする」とされている（図2）。



※市区町村子ども家庭総合支援拠点と一体的に支援を実施することが望ましい

図2 子育て世代包括支援センターによる利用者への支援

出典：厚生労働省（2017）「子育て世代包括支援センター業務ガイドライン」

子育て世代包括支援センターの対象者は「主として、妊娠婦及び乳幼児並びにその保護者を対象とするが、地域の実情に応じて、18歳までの子どもとその保護者についても対象とす

る等、柔軟に運用することができる」と規定されている。そして、必要職員体制として、「保健師等を1名以上配置すること。なお、担当職員としてソーシャルワーカー（社会福祉士等）のみを配置する場合には、近隣の市町村保健センター等の保健師、助産師又は看護師との連携体制を確保すること」と示されており、必置ではないものの、ソーシャルワーカーの配置が想定されている。

子育て世代包括支援センターの強みの一つは、母子保健分野の機能を活かし、すべての「妊娠婦及び乳幼児並びにその保護者」を対象とできることである。つまり、利用している保育所等の形態にかかわらず、あるいは保育所等を利用してない地域の子育て家庭に対しても、支援を展開していくことが可能である。もちろん、現在の職員体制では SSWer と同等の支援を行うには不十分であるが、保育所等に対して横断的にアプローチできるという観点から、子育て世代包括支援センターを支援の基盤として SSWer を配置していくことは、十分に検討に値するであろう。

次に、地域子育て支援拠点事業について検討を行う。2014（平成26）年に厚生労働省より通知された「地域子育て支援拠点事業の実施について」では、「家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とする」とされている。「一般型」と「連携型」の2種類の事業類型が設けられており、共通の基本事業として、①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、②子育て等に関する相談、援助の実施、③地域の子育て関連情報の提供、④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施の4つが設定されている。職員の配置については「一般型」と「連携型」で異なるが、いずれも「子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者」の配置が求められている（図3）。

地域子育て支援拠点事業の強みの一つは、実施か所数が多いことである。厚生労働省による「地域子育て支援拠点事業実施状況」によれば、2020（令和2）年度の実施か所数は7,735か所であり、事業の開始以来、増加傾向が続いている。さらに、一般型においては保育所等が実施場所となっていることも多く、保育所等においてソーシャルワークを展開する際の拠点とすることは極めて合理的である。地域子育て支援拠点事業にソーシャルワーカーの配置は規定されていないものの、基本事業として子育てに関する相談・援助を実施している実績がある。この事業を基盤として SSWer の配置を目指すことも、十分に考えられるであろう。

	一般型	連携型
機能	常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施	児童館等の児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、子育て支援のための取組を実施
実施主体	市町村（特別区を含む） (社会福祉法人、NPO法人、民間事業者への委託等も可)	
基本事業	①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ③地域の子育て関連情報の提供	②子育て等に関する相談・援助の実施 ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
実施形態	<p>①～④の事業を子育て親子が集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る常設の場を設けて実施</p> <p>・地域の子育て拠点として子育て支援活動の展開を図るための取組（加算） 一時預かり事業や放課後児童クラブなど多様な子育て支援活動を拠点施設で一体的に実施し、関係機関等とネットワーク化を図り、よりきめ細かな支援を実施する場合に、「地域子育て支援拠点事業」本体事業に対して、別途加算を行う</p> <p>・出張ひろばの実施（加算） 常設の拠点施設を開設している主体が、週1～2回、1日5時間以上、親子が集う場を常設することが困難な地域に出向き、出張ひろばを開設</p> <p>・地域支援の取組の実施（加算）※ ①地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組 ②地域の団体と協議して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組 ③地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組 ④家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組 ※利用者支援事業を併せて実施する場合は加算しない。</p>	<p>①～④の事業を児童館等の児童福祉施設等で従事する職員等のバックアップを受けて効率的かつ効果的に実施</p> <p>・地域の子育て力を高める取組の実施（加算） 拠点施設における中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成の実施</p>
従事者	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者（2名以上）	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者（1名以上）に児童福祉施設等の職員が協力して実施
実施場所	公共施設空きスペース、商店街空き店舗、民家、マンション・アパートの一室等、保育所、幼稚園、認定こども園を活用	児童館等の児童福祉施設等
開設日数等	週3～4日、週5日、週6～7日／1日5時間以上	週3～4日、週5～7日／1日3時間以上

図3 地域子育て支援拠点事業の概要

出典：厚生労働省ホームページ「地域子育て支援拠点事業とは（概要）」

V おわりに

本研究では、保育所等におけるSSWerの配置に関する課題について検討を行い、子育て世代包括支援センターと地域子育て支援拠点事業を例として、SSWerの配置の可能性を展望した。これにより一定の知見を得ることができたが、本研究は文献研究であり、保育所等の実態を検証したわけではない。また、保育所等における先駆的なソーシャルワーク実践を参照することは、今後、SSWerの配置を検討する上で大きな示唆を得ることができるだろう。今後の課題として、保育所等の現場における調査・研究を進めていきたい。

注

- (1) 高等学校では、東京都の「ユースソーシャルワーカー」など、SSWerとは別の名前で導入されている場合もある（土屋2018）。また、大学等においては「キャンパスソーシャルワーカー」の名称も一般的である（長沼ら2014）。
- (2) 本稿では、幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園等を総称する場合に「保育所等」と略記する。
- (3) 公営の内訳は、国・独立行政法人1園、都道府県0園、市区町村6,945園、一部事務組合・広域連合3園となっている。
- (4) 私営の内訳は、社会福祉法人11,864園、医療法人17園、公益法人・日赤44園、営利法人2,796園、その他の法人933園、その他101園となっている。
- (5) 「認定こども園法」における「子ども」は「小学校就学の始期に達するまでの者」（第2条第1項）である。

- (6) ただし、2024年度末までの時限措置として、どちらか一方の免許・資格を持つだけでも保育教諭として働くことができる。
- (7) 山野則子はSSWerの全国調査においてSSWerの配置形態を次のように分類している。「単独校配置型：教育委員会（あるいは教育事務所）から特定の学校に配置される。」「拠点校配置型：教育委員会（あるいは教育事務所）から特定の学校に配置され、そこを拠点としながら必要に応じて配置校以外の複数の学校も併せて担当する。」「派遣型：教育委員会（あるいは教育事務所）に所属しており、必要時に学校へ派遣される。」「派遣型+（単独・拠点）配置校型：教育委員会（あるいは教育事務所）が派遣型・配置型の両形態をとってスクールソーシャルワーク活動を実施する。」「登録型：教育委員会（あるいは教育事務所）が福祉系職能団体等の協力を得るなどしてSSWerの登録を行い、教育委員会（あるいは教育事務所）の派遣要請を受けて活動する。」（山野2015）。
- (8) 福富昌城は社会資源開発を「既存資源の修正（再資源化）」と「新規資源の立ち上げ」の二つの方法に分類した上で、「既存資源の再資源化とは、資源としてはすでにあるけれども、今現在ソーシャルワーカーが援助しようとしているクライエントに対しては援助対象に含めていないものに対してはたらきかけ、クライエントが援助を受けられるようにしていくことや通常のサービス提供の範囲を超えた対応を求めていくことを意味する」（福富2015）としている。新規資源の立ち上げは既存資源の再資源化に比べて労力がかかるため、まずは再資源化できる既存資源がないかを検討することは、現実的な選択肢として有効である。

参考文献

- 福富昌城「社会資源の活用・調整・開発の方法と留意点」 社会福祉士養成講座編集委員会編集『相談援助の理論と方法 II 第3版』 中央法規 2015年 111-121頁
- 厚生労働省「子育て世代包括支援センター業務ガイドライン」 厚生労働省子ども家庭局母子保健課 2017年 20頁
- 厚生労働省「保育所保育指針」 2017年
- 厚生労働省「子育て世代包括支援センターの設置運営について」 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 雇児発0331第5号 2017年
- 厚生労働省「令和2年社会福祉施設等調査」 厚生労働省政策統括官付参事官付社会統計室 2021年
- 厚生労働省「地域子育て支援拠点事業とは（概要）」 2022年2月23日閲覧
<https://www.mhlw.go.jp/content/000666540.pdf>
- 厚生労働省「地域子育て支援拠点事業実施状況」 厚生労働省雇用均等・児童家庭局 2021年
- 宮地さつき「切れ目のない発達保障と学校福祉——乳幼児期と学齢期のインターフェイス」 鈴木庸裕編著『学校福祉とは何か』 ミネルヴァ書房 2018年 147-175頁
- 文部科学省「スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領」 文部科学省 2020年
- 文部科学省「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について」 文部科学省初等中等教育局長通知 3文科初第861号 2021年
- 文部科学省「令和3年度学校基本調査」 文部科学省総合教育政策局調査企画課 2021年
- 文部科学省「スクールソーシャルワーカー活用事業に関するQ&A」 文部科学省初等中等教育局児童生徒課 2022年
- 長沼洋一・長沼葉月「大学における学生支援業務に従事するキャンパスソーシャルワーカーの業務確立プロセスに関する研究」『学校ソーシャルワーク研究』第9号 日本学校ソーシャルワーク学会 2014年 2-14項
- 内閣府・文部科学省・厚生労働省「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」 2017年
- 土屋佳子「青年期の課題と学校福祉—ユースソーシャルワークの今後」 鈴木庸裕編著『学校福祉とは何か』 ミネルヴァ書房 2018年 199-207頁
- 山野則子『エビデンスに基づく効果的なスクールソーシャルワーカー現場で使える教育行政との協働プログラム』 明石書店 2015年

